

## 公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定め  
ため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年2月10日

大館市長 石田 健佑

## 記

## 1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期	備考
集 R5-45	大館市早口字田の沢 75 番 43	8/69	山林	0.22	R26.3.31	
集 R5-46	大館市早口字高山 3 番 31	7/6,7		0.46		
	大館市早口字田の沢 92 番 2	8/122,123		0.87		
	大館市早口字田の沢 93 番 7	10/30,31		0.97		
集 R5-47	大館市外川原字小杉沢出口 31 番 11	53/111		0.33		
	大館市外川原字小杉沢出口 31 番 12	53/112	保安林	0.24		

## 2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。